

当院の取り組み

■一般名処方加算

後発医薬品がある医薬品について一般名(成分名)処方をしております。

これにより、特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。なお、令和6年10月1日より患者さまが一般名処方の処方箋から長期収載品(先発医薬品)へ変更を希望された場合は、薬剤費の一部が「選定療養費」の対象となり、ご負担いただくことがございます。

■医療情報取得加算

当院は診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

正確な情報を取得・活用する為、マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご協力をお願い致します。

■外来後発医薬品使用体制加算

ジェネリック医薬品(後発医薬品の)の使用を積極的に行っています。医薬品の供給が不足した場合、処方等の変更に関して適切な対応ができる体制を整えています。また状況によって投与する薬剤が変更となる可能性もあります。

■明細書発行体制等加算

当院は療担規則に則り明細書を無償で交付しています。

また、自己負担のある患者様には診療報酬明細書、領収書を交付しています。

明細書の発行を希望しない患者様は、会計の際にお申し出ください。

■情報通信機器を用いた診療について

情報通信機器を用いた診療の初診の場合、向精神薬を処方しておりません。

■医療DX推進体制整備加算

オンライン資格確認により取得した診療情報を診察室で閲覧・活用できる体制を整えております。また、電子処方箋および診療情報共有サービスの導入により、質の高い診療を実施するための十分な情報を取得・活用して診療を行っております。